

重要事項説明書

2026年9月1日現在

- ☐入居
☐介護認定更新
☐介護報酬改定
☐その他()

グループホーム黒崎

1. 利用者

氏 名 _____ 様

2. 事業者(本社)及び事業所の概要

(1) 事業者(本社)

事業者の名称	北九州ヘルスケアサービス株式会社
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 大友 隆央
認知症対応型共同生活介護事業	代表者 秋吉 直樹
本社所在地・連絡先	所在地 北九州市小倉北区香春口1丁目13-1-301号 電話番号 (093) 932-6823 F A X (093) 932-6806

(2) 事業所

事業所名	グループホーム黒崎
所在地	〒806-0037 北九州市八幡西区東王子町7番8号
管理者の氏名	(らくらく)竹森 早紀 (ほのぼの)塩田 尚美
電話番号	093-621-2612
F A X 番号	093-631-1820
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
事業者指定番号	4090700040
サービス提供範囲	北九州市の介護保険の被保険者であること

(3) 当該事業所であわせて実施するその他の事業

事業の種類	事業者指定番号	サービスを提供する地域
・居宅介護支援及び介護予防支援 (北九州ヘルスケアサービス黒崎)	4070703998	八幡西区・八幡東区・若松区・ 中間市【中間南校区(通谷・星ヶ丘周辺)】 遠賀郡水巻町【えぶり校区、頃末校区】
・訪問介護及び北九州市予防給付型訪問サービス (北九州ヘルスケアサービス黒崎)	4070703964	八幡西区・八幡東区・若松区・ 中間市・遠賀郡水巻町
・通所介護及び北九州市予防給付型通所サービス (デイサービスせいかつCAN黒崎)	4070704004	八幡西区・八幡東区・若松区・ 中間市
・訪問看護及び介護予防訪問看護 (北九州ヘルスケアサービス八幡訪問看護 ステーション黒崎出張所)	4066690191	八幡西区・八幡東区・若松区・戸畑区・ 小倉北区・中間市・遠賀郡

3. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

北九州ヘルスケアサービス株式会社が設置する認知症対応型共同生活介護事業所であるグループホーム黒崎（以下「事業所」という）において認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営事業所の従事者が、要介護者であって認知症の状態にある利用者及び、要支援2であって認知症の状態である利用者（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

1. 介護保険法並びに関係する厚生労働省の主旨及び内容に沿ったものとします。
2. 認知症を有する要介護者及び要支援2の者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）が、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。なお、認知症のある要支援者については、可能な限り心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す支援を行う。
3. 入居の際に、利用者又は家族に対して、看取りに関する指針を説明し、同意を得た上で、利用者又は家族の求め等に応じ、医師、訪問看護ステーションの看護職員、当該事業所の職員が密に連携して看取り介護を行う。なお、看取り介護指針は適宜見直すとともに、当該職員に対して看取りに関する職員研修を行う。
4. 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努め、地域活動にも積極的に参加する。
5. 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ適切に行います。
6. 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
7. これまでの家族との関係を大切にし、地域の中で生活できるよう支援します。
8. サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族等の意思を尊重し、懇切丁寧な対応を心掛けて支援します。
9. サービスの提供に当たっては、身体拘束を廃止し、利用者の人権の擁護、虐待の防止に努める等、必要な体制の整備と従業員の介護に関する倫理観の醸成に努めます。
10. 利用者の病状急変時など事業所内で対応可能な範囲を超えた医療ニーズへの対応力を強化するため、協力医療機関との実効性のある連携体制を確保し、適時・適切な対応を行います。
11. 利用者が一般感染症又は新興感染症等を発生した際に、対応できる医療機関と連携し、迅速に対応できる体制を確保すると共に、研修等による従業者の感染対応能力の向上に努めます。
12. 事業の提供を終了する際には、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行います。
13. 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
14. 事業者は、事業所の運営規定の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイト（ホームページ又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

15. 前11項のほか、「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」(平成24年12月19日北九州市条例第51号)に定める内容(以下「基準条例」という。)を遵守し、事業を実施します。

4. グループホームの概要

(1)敷地及び建物

敷地		3,049.54㎡
建物	構造	鉄骨造り地上2階建の2階部分(準耐火建築物)
	延べ床面積	1,230㎡(1階:630㎡、2階:600㎡)
	利用定員	18名(2ユニット)

(2)居室

居室の種類	室数	1人当たりの面積
個室	16室、2室	12.3㎡、12.4㎡

(3)主な設備

設備の種類	室数等	面積
居室	18室	12.3㎡×16室 + 12.4㎡×2室
食堂兼居間	2室	64.5㎡×2室
一般浴室	2室	3.8㎡×2室
脱衣室	2室	6.8㎡×2室
洗濯室	2室	3.0㎡×2室

5. 人員及び勤務体制

従業員の種類	常勤		非常勤			計		保有資格
	専従	兼任	専従		兼任	専従	兼任	
管理者兼計画作成担当者 兼介護職		2					2	介護支援専門員 介護福祉士 等
介護職員	13	2	2			15	2	介護福祉士 ヘルパー1級 2級等

※看護職員(外部委託)で1名以上

職種	勤務体制	休暇
管理者兼計画作成担当者	常勤で勤務	
介護職	<職員勤務形態> 7:00 16:00 早勤  8:30 17:30 日勤  10:00 19:00 遅勤  夜間(19:00~7:00)の時間帯は、夜勤スタッフ (各ユニット1名)が勤務します。	原則、日曜日を起算とする1週2日の休日及び祝日・年末年始(交替制)

6. 入退居について

本事業は、要介護者・要支援2であって、認知症の状態にあり、少人数による共同生活を営むことに支障がない方に提供し、次のいずれかに該当する者は対象から除きます。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- (1)入居に際しては認知症であるという医師の診断書もしくは主治医意見書や医療情報提供書が必要であり入居時に要支援2または要介護状態であることを確認します。
- (2)北九州市の介護保険の被保険者であることを確認します。
- (3)入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4)入居申込者の入居に際しては、利用者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めます。
- (5)利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境、介護の継続性に配慮します。
- (6)入退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

7. 通院・入院時・入院中の対応

(1)通院・入院時の送迎

緊急時を除き、通院・入院時の送迎は、原則、ご家族等で行って下さい。

(2)入院時及び入院期間中の対応

- ①入院時の対応は、原則、ご家族等でお願いします。
- ②1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な対応を行います。
- ③1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、主治医・看護師と検討を行い、本人及び家族と協議した上で退居の手続き等の対応を行います。
- ④入院期間中の居住費・食費等の取り扱い
 - ・居住費(家賃)・・・徴収いたします
 - ・食費・水道光熱費・・・徴収いたしません

8. サービスの内容

(1) 法定給付サービス

種類	内容
排泄	・利用者の症状に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な介助を行います。 ・利用者の尊厳を守り、できる限りトイレでの排泄を支援します。
入浴	・利用者の状態・状況に合わせて、週2回以上の入浴、清拭を行います。
着替え 整容等	・起床・就寝時の着替え、趣味や嗜好に応じた日中の活動や整容(おしゃれ)などに配慮し、個人としての尊厳を守ると共に生活リズムを整え、夜間の睡眠を促します。 ・リネン交換は、定期的(週1回)及び必要時に行い、清潔な環境の保持に努めます
相談及び援助	・当グループホームは、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって対応し、必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口: 塩田 尚美(管理者兼計画作成担当者) 竹森 早紀(管理者兼計画作成担当者)
機能訓練	・車椅子使用時や移動歩行時の転倒を防ぐため、適宜必要な介助、機能訓練、外出を促します。
レクリエーション	・当事業所では、行事計画に沿って月1回程度、レクリエーション行事(地域との交流)を行います。

(2) 法定給付外サービス

サービスの種別	内容
食事	・管理栄養士が監修した献立に添って、利用者と職員が共同して料理・配膳を致します。 ・食事は、できるだけ食堂で食べていただけるように配慮します。 また、食事は各自のペースに合わせ、時間制限は致しません。 (食事目安時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
おむつの提供	・利用者のご希望に応じて提供し、実費を負担していただきます。
理容・美容	・利用者のご希望に応じ、理美容の対応を致します。費用については実費を負担していただきます。
通院・受診	【通院・受診の介助】 ・外部医療機関での受診を要する場合は原則、ご家族等によるご対応をお願いいたします。ただし、ご家族等によるご対応ができない場合は、当事業所の職員が同行、介助を行います。 【受診に伴う費用負担】 ・当事業所の職員が同行、介助を行った場合は、交通費の実費相当額を徴収いたします(急な病変・事故など定期外受診の場合は除きます)

(3)その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後5年間保管します
サービス提供記録の閲覧 及び交付	サービス提供記録等の閲覧又は交付(複写)を希望される場合は、「個人情報開示(閲覧・交付)申込書」に必要事項を記入し、申し込みをして頂く事になっておりますので、管理者に申し出て下さい。尚、受付時間は管理者及び計画作成担当者の勤務時間内とさせていただきます。また、複写に関しては、実費相当額を負担して頂きます
サービスの第三者評価	2年に1度、外部の評価機関よりサービスの取組等に対する評価を受けています。また、事業所の自己評価も実施したうえで常にサービスの質の向上に取り組んでいます。評価結果は事業所内に掲示しております。 (実施日:令和7年9月10日実施機関:特定非営利活動法人北九州シーダブル協会) (実施日:令和5年9月 5日実施機関:特定非営利活動法人北九州シーダブル協会)

9. 認知症対応型共同生活介護計画の作成

(1)利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

* 要介護度が変更になっている場合や退院後は状態の変化が予想されるので、介護計画の変更の必要性を検討します。

* 要介護認定の更新をした場合、要介護度の変更の有無にかかわらず、利用者の状況変化を確認し、介護計画の変更の見直しを検討します。

(2)認知症対応共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付します。

* 認知症対応共同生活介護計画は、作成後速やかに利用者及びその家族へ説明し、同意を得ます。

10. 看取り介護

利用者の重度化に伴い、グループホームでの看取りを希望された方に対し、看取り介護を行うために必要なケアを提供します。具体的には、医療連携体制を整え、適切な環境において、身体的および精神的ケアを介護・看護職員がご家族とともに実施し、可能な限り住み慣れた環境で終末期を迎えることが出来るよう 最大限に努め、尊厳ある看取りケアを行います。

11. 利用者負担金

事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けます。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)に基づき、事業者が定めた額を実費でお支払いいただきます。

法定給付サービス分 2026年6月1日～

利用者負担金は、毎年7月に交付される「介護保険負担割合証（1割又は2割又は3割）」に準じます。

要介護 状態区分	介護保険利用料金						
	基本単位	医療連携体制 加算(日)	サービス提供 体制加算(日)	口腔衛生管理 体制加算(月)	30日計算の場合		
					10割相当	利用者負担金	
要支援2	749単位		18単位	30単位	286,891	28,690円	(1割)
						57,379円	(2割)
						86,068円	(3割)
要介護1	753単位	37単位	18単位	30単位	302,212	30,222円	(1割)
						60,443円	(2割)
						90,664円	(3割)
要介護2	788単位	37単位	18単位	30単位	315,283	31,529円	(1割)
						63,057円	(2割)
						94,585円	(3割)
要介護3	812単位	37単位	18単位	30単位	324,246	32,425円	(1割)
						64,850円	(2割)
						97,274円	(3割)
要介護4	828単位	37単位	18単位	30単位	330,229	33,023円	(1割)
						66,046円	(2割)
						99,069円	(3割)
要介護5	845単位	37単位	18単位	30単位	336,577	33,658円	(1割)
						67,316円	(2割)
						100,974円	(3割)

イ. 料金計算の仕方及び端数の説明

（例）要介護3（812単位）の場合 《1割負担の場合の料金計算》

- ・（812+37+18）単位×30日+30単位=26,040単位（総単位数）
- ・26,040単位×0.228＝5,937単位（介護職員等処遇改善加算単位 小数点以下四捨五入）
- ・（26,040単位+5,937単位）×10.14（地域加算）＝324,246円（10割の金額 小数点以下切り捨て）
- ・324,246円×0.9＝291,821円（9割の金額 小数点以下切り捨て）
- ・324,246円（10割）－291,821円（9割）＝32,425円（1割相当の自己負担分）となります。

ロ. 料金加算について

※①～⑩は体制加算として要件を満たした場合に毎月加算されます

※⑪は介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行なった場合に加算されます

①	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ (要介護のみ)	37単位/日 ・当事業所は北九州ヘルスケアサービス八幡訪問看護ステーションと契約し看護師を1名以上確保、24時間連絡可能な体制をとり、日常的な健康管理及び「重症化した場合の対応に係る(看取りを含む)ケア対応指針」の整備・対応を行っています。(詳細は別紙同意書参照)
	医療連携体制加算(Ⅱ) (要介護のみ)	5単位/日 ・上記、加算(Ⅰ)の算定要件を満たしたうえで医療的ケアの必要な利用者を受け入れた場合に算定します。
②	協力医療機関連携加算 (要介護のみ)	100単位/月(相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合) 又は 40単位/月(上記以外の協力医療機関と連携している場合)
		・協力医療機関(※)との間で、利用者の同意を得たうえで利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算されます。 ※協力医療機関の要件 1 利用者等の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。 2 グループホームからの診療の求めを行った場合、診療を行う体制を常時確保している。
③	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月 グループホームで平時から感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関と連携体制を行っている場合、算定します。 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。 ・医療機関等との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等には医療機関と連携し適切に対応している。 ・医療機関や医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加している。
④	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月 ・医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合、月1回算定します。

⑤	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100単位／月
		・下記加算(Ⅱ)の要件を満たし、1年に1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(業務改善の取組成果)を行なっている場合に加算されます。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っている
⑥	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10単位／月
		1年に1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行なっている場合に加算されます。 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の向上や職員の負担軽減に資する検討委員会の開催や必要な安全対策を講じて生産性向上に基づく改善活動を継続的に行っている。 ・見守り機器等のテクノロジーを導入している
⑦	口腔衛生管理体制加算	30単位／月
		・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
⑧	科学的介護推進体制加算	40単位／月
		・利用者毎の、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本情報を、厚生労働省に提出していること。 ・また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供にあたっての情報やその他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
⑨	夜間支援体制加算(Ⅱ) ※24年4月より当分の間、算定の見込みはありません	25単位／日
		・夜間における利用者の安全確保等を目的とし、夜間・深夜帯に基準以上の介護従事者または宿直者を配置した場合に算定します。 ・利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置して、利用者の安全確保等に資する委員会を行っている場合
⑩	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位／日
		・看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上を満たすため加算されます。
⑪	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ	【2026年6月1日～】 所定単位数にサービス別加算率(22.8%)を乗じた単位数で算定

※⑫～⑰は初回又は、該当・実施した場合に加算されます

⑫	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日
		・必要な研修の受講、定期的な会議の開催等の体制に対して算定されます ・介護認定審査会資料の主治医意見書で日常生活自立度Ⅲ以上の場合 ※認知症ケアチーム加算を算定している場合、当該加算は算定しません
⑬	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/月
		・利用者の総数のうち周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の占める割合が2分の1以上 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者等を1名以上配置して対応チームを組んでいる。 ・対象者を個別に認知症の行動・心理症状を計画的に評価測定し症状の予防等に資するチームケアを実施している。 ・認知症ケアについてカンファレンスの開催や計画作成、評価、計画の見直し等を行なっている場合に算定します。 ※認知症専門ケア加算を算定している場合、当該加算は算定しません。
⑭	初期加算	30単位/日
		・入居した日から起算して30日(外泊時は除く)以内の期間算定されます。 ・30日を超える病院又は診療所への入院の後に再入居した場合も算定されます。
⑮	新興感染症等施設療養費 ※24年4月より当分の間、算定の見込みはありません	240単位/日(1月に1回、連続する5日を限度)
		・利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、診療・入院調整等を行う医療機関を確保して、感染した利用者に対して感染対策を行ったうえでサービスを提供した場合、算定されます
⑯	看取り介護加算(要介護のみ)	(1)死亡日以前31日以上45日以下:72単位/日 (2)死亡日以前4日以上30日以下:144単位/日 (3)死亡日以前2日又は3日:680単位/日 (4)死亡日:1280単位/日
		・医師が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された方に対し利用者又はご家族の同意を得て介護計画を作成し、それに基づいたケアを他職種が共同して利用者の状態やご家族の求めに応じて介護を実施した場合に算定されます。 ※看取りケアの経過中に入院及び外泊をされ、その間にお亡くなりになった場合も、お亡くなりになった日以前45日に限り(入院及び外泊期間を除く)看取りケアに関する費用が算定されます。その際、お亡くなりになった日のご連絡をお願いいたします。

⑰	入院時費用	病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度に所定単位数に代えて246単位／日
		・入院後3月以内に退院する事が明らかに見込まれ、かつ退院後に再入居できる体制が確保できている場合。なお、入院日及び退院日は算定しません。
⑱	退居時相談援助加算	400単位/回　利用者一人につき1回を限度
		・グループホームを退居し、居宅サービスや他の地域密着型サービスを利用する場合の相談援助を実施した場合に加算されます。
⑲	退居時情報提供加算	250単位/回
		・グループホームを居去し、医療機関に入院する場合、利用者の同意を得て利用者の心身の状況等の情報を提供した場合に加算されます。

ハ. 今後も職員の配置状況等により加算が発生することがありますが、その都度文書にて説明し承諾をいただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

二. サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として居宅サービス費の1割(又は2割又は3割)をお支払いいただきます。

また保険料の滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となりますが、保険料の滞納期間によっては、支払いの一時差し止めや給付金の減額もありますのでお気をつけ下さい。

(2) 法定給付外サービス分

種 類	利用者負担金
◆敷金	100,000円
	退居時に居室修繕費として使用し、 残額は、返還致します
◆家賃 *注1	月額 50,000円
◆食材料費（おやつ代を含む） *注2	朝食 450円 昼食 580円 夕食 680円 おやつ 100円 1日合計1,810円
◆管理費	1日あたり150円（エレベータ等保守 管理費、行事等の運営費用）
◆水道光熱費 *注2	1日あたり450円
◆理美容代	実費
◆排泄用品（オムツ等）で個人が使用するもの *注4	実費
◆リネンのクリーニング費 *注3	実費
◆その他の日常生活費（ご利用者やご家族の自由な選択に基づき施設がサービスの一環として提供するものをいいます）	
ご利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なものを施設が 提供する場合に係る費用（衣類、履物、化粧品、洗面用具、雑費等）	実費
ご利用者の希望によって教養娯楽費として日常生活に必要なものを施設 が提供する場合に係る費用（クラブ活動や行事などの材料費など）	実費
医療費（診療費、予防接種等）及び医薬品等で個人が使用するもの *注5	実費
個人の郵送、宅配などに係る費用	実費
◆サービス提供とは関係のない費用（ご利用者の嗜好に基づくものをいいます）	
ご利用者の嗜好や必要以上のご要望に基づく費用（嗜好品、贅沢品他）	実費

注1：入院期間中も家賃は徴収いたします。

注2：入院期間中の食材料費・水光熱費は徴収いたしません。

注3：レンタルリネン及び個人で用意された寝具類に使用しているシーツ、枕カバー等を選択する場合のみ徴収し
実費精算で食費などと一緒に請求させていただきます。

注4：北九州市特別給付制度に係る「オムツ給付」の対象外のみ

注5：その他、診療費等の本人負担金は、預かり金規程により支払いさせていただき、領収書と共に明細書を毎月
送らせていただきます。

イ. 月の途中における入居又は退居については日割り計算とします。

ロ. 利用者からの支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等に関して
説明を行い、利用者の同意を得ます。

ハ. 費用を変更する場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で同意・署名をして
いただきます。

(3)利用者負担金のお支払方法

事業所は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、翌月20日までに次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

- ① 自動口座引き落とし 注. 別途、「自動振り替え口座引き落としの手続」が必要となります。
- ② 現金払い
- ③ 金融機関振込 注. 振込手数料は、利用者負担となります。
 - ・ お支払い方法は、原則として、「自動口座引き落とし」をお願いします。

(4)領収書の発行

事業所は、利用者からの利用者負担金のお支払を受けたときは、個別の費用の内訳を明確に記載した領収書を交付します。

12. 秘密の保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を守ります。又、退職した場合においても業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、採用時、職員にこれらの秘密を保持すべき旨を記載した誓約書に記名捺印することを義務づけています。

13. 個人情報の取扱いおよび事業計画、財務内容などの閲覧について

(1)個人情報の取扱い

利用者又は家族の個人情報の取扱いは、「個人情報保護に関する社内規則」に従って行いますが次に掲げる通常のサービス提供の範囲内での利用目的及び関係する第三者へ通知するもの等については、あらかじめご了承ください。

なお、これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合は、改めて利用者又は家族の同意を事前に得るものとします。

(あらかじめ、ご了承をいただく利用目的)

○ サービス提供

- ・当社でのサービス提供
- ・他のサービス事業者、医療機関等との連携
- ・他のサービス事業者、医療機関等からの照会への回答
- ・利用者へのサービス提供のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ご家族への状況説明

○ サービス料請求のための事務

- ・ 公費負担サービスに関する事務
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答

- ・ 公費負担サービスに関する行政機関へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、公費負担サービスに関するサービス料請求のための利用

○ 当社の管理業務

- ・ 会計・経理
- ・ サービス提供時の事故等の報告
- ・ 当該利用者のサービスの向上
- ・ その他、当社の管理運営業務に関する利用

○ 介護・医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等

○ 業務の維持・改善のための基礎資料

○ 社内で行われる実習への協力

○ サービスの質の向上を目的として社内で行われる事例研究

○ 外部監査機関への情報の提供

(2) 事業計画、財務内容などの閲覧

事業所の財務状況等については、ウェブサイトの「介護サービス情報公表システム」で閲覧できます(令和6年度については当該年度内までに閲覧を開始します)

14. 緊急時又は事故発生時の対応

(1) 当事業所においてサービス提供中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、事前の打ち合わせにより、看護師・主治医に連絡し、適切な措置を講じると共に、市介護保険課、地域包括支援センター等に報告します。

(2) 緊急事態又は事故の状況やその際に行った処置については、記録するとともに、事故の発生原因を解明し、再発防止策を講じます。また、その内容は当該利用者の家族に対してもご説明をさせていただきます。

(3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 損害賠償責任保険

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険内容	介護サービス事業者特別約款

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	地震や火災等の非常事態が発生した場合は、利用者の人命の安全確保を最優先とした避難・誘導等の必要な措置を行います。			
従業員に対する教育・訓練	別途定める「当該事業所の消防計画」に則り、非常災害発生時の対応に関する教育を適宜実施すると共に、年2回避難訓練(夜間及び昼間を想定)を利用者の方にも参加していただき実施します。			
消 防 設 備 の 設 置 状 況	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	1箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	2箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘 導 灯	あり	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン等は、防災性のあるものを使用しております。			

17. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(感染症と非常災害を各々年4回以上)に実施するよう努めます。当計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行いません。

18. 感染症予防及び感染症発生時の対応(衛生管理等を含む)

(1)当事業所の用に供する施設、食品、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

(2)事業所において、感染症の発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるとともに食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求める等密接な連携に努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的(おおむね6月に1回以上)に開催し、その結果は従業者に周知徹底します。

- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施します。
- ④協力医療機関及び第二種協定指定医療機関と連携し、相談・診療等ができる体制を確保し、適宜、適切な対応の実施に努めます。

19. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項

【身体拘束等の禁止】

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

1)事業所は、身体拘束等の適正化のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的(2月に1回以上)に開催及びその結果について従業員に対する周知徹底
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年に2回以上)に実施します。

【虐待の防止】

1)事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ①人権の擁護、虐待の防止に関する責任者を選任し必要な体制を整備します。

虐待防止に関する責任者	管理者 塩田 尚美
-------------	-----------

- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修を定期的(年に2回以上)に実施
- ⑤事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用を含む)を定期的に開催及びその結果について従業員に対する周知徹底
- ⑥前2号に掲げる措置を適切に実施する担当者を選任
- ⑦その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2)従業員に対し、以下のような身体的苦痛や人格を辱める等の行為の防止に努めます。

- ① 身体的虐待行為

たたく、つねる、食事を無理やりに口に入れる、ベッドに縛り付ける等身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加えること

- ② 介護・世話の放棄・放任行為

衰弱させるほど水分や食事を与えない、入浴をさせない、オムツを交換しない等、擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

③ 心理的虐待行為

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、高齢者への子ども扱い、意図的に無視する等、著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動や利用者の言語表現及び行動特徴を模倣して辱めること

④ 性的虐待行為

性的な嫌がらせをする行為

⑤ 経済的虐待行為

本人の年金や預貯金を、本人に無断で使う、生活に必要なお金を渡さない等、財産を不当に処分する等高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3) 従業者に対し、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努め虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する義務があることを周知徹底します。

20. 医療との連携

(1) 協力医療機関との連携

利用者の病状が急変した場合等に、常時、医師又は看護職員が相談・対応を行う体制を確保している医療機関。また、利用者の口腔衛生管理に必要な指導・助言等の対応を行う体制を確保している歯科医療機関。

名 称	所在地	診療科
白土医院	八幡西区東筑1丁目6-23	内科・消化器内科・小児科
はた医院	八幡西区穴生4-9-9	内科
はぎわら こころとからだのクリニック	八幡西区萩原1-1-55東洋レジデンス青山205	心療内科、精神科、一般内科
黒田クリニック	八幡西区町上津役西3丁目2-14	皮膚科
北九州八幡東病院	八幡東区西本町2-1-17	内科・神経内科・リハビリテーション科
かい歯科医院	八幡西区山寺町9-7	歯科
右田じゅうしん歯科クリニック	八幡西区黒崎1-5-7サンビル2F	歯科
小倉デンタルクリニック	小倉北区香春口2丁目10番8号-102	歯科

(2) 第二種協定指定医療機関との連携

新興感染症の発生時等の対応や、感染症対策に関する従業員教育の支援体制を確保している医療機関

名 称	所在地	診療科
製鉄記念八幡病院	八幡東区春の町1丁目1番1号	内科・外科・緩和ケア内科ほか

(3) 委託先訪問看護ステーション

24時間365日の連絡体制で、利用者の日常的な健康管理及び病状変化や緊急時の対応、主治医との連絡業務にあたります。

名 称	所在地
北九州ヘルスケアサービス八幡訪問看護ステーション	北九州市八幡東区中央二丁目22番16号

21. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

グループホーム黒崎	窓口担当者【管理者】塩田 尚美、竹森 早紀
	ご利用時間 平日 午前9:00～午後5:30
	ご利用方法 電 話(093)621-2612
	苦情箱を事務所前に設置

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

①北九州市保健福祉局介護保険課 (電話番号)093-582-2771

②北九州市各区役所 保健福祉課・高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

対応時間 平日の午前8時30分～午後5時

連絡先 下記のとおりです

地区	電話番号	住所
門司区	331-1894	〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1
小倉北区	582-3433	〒803-8510 小倉北区大手町1-1
小倉南区	951-4127	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2
若松区	761-4046	〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1
八幡東区	671-6885	〒805-8510 八幡東区中央1丁目1-1
八幡西区	642-1446	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3
戸畑区	871-4527	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1

③福岡県国民健康保険団体連合会(国保連) 事業部 介護保険課 サービス相談窓口

対応時間 平日の午前8時30分～午後5時

所在地 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号

電話番号 092-642-7859(直通)

22. 当グループホームご利用の際に留意いただく事項

来訪面会	来訪者は、基本的には面会時間(8:30～17:30)にお願いいたしますが、それ以外の時間帯に関してはご相談ください。お食事時間の面会に関しましては居室でお待ちいただくこともございますのでご了承下さい。 なお、感染症のまん延防止対策を講じている期間中については、面会制限や手指消毒及び感染防護具の着用等の対応を致しますのでご了承下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。 (お食事を欠食される場合は、早めにお申し出ください。)
居室・設備・器具の利用	グループホーム内の設備・器具は、本来の使用法にしたがってご利用ください。これ以外の使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
居室の明け渡し	契約が終了する場合において、利用者はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡していただきます。万が一、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただきます。
禁 煙	喫煙は禁止致します。
事業所内持ち込み禁止等	火災や人的被害に繋がると思われる危険物の持ち込みを禁止します。 主治医の処方した薬剤以外のサプリメント等の無断持ち込みを禁止します。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
貴重品の管理	必要に応じ、貴重品等の管理を事業所が行います。
現金等の管理	金銭管理に関する同意書に署名、捺印をお願いいたします。
宗教活動・政治活動	グループホーム内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止いたします。
動物飼育	グループホーム内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

23. その他

介護従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしはお受けできません。

24. 支援事業者(本部)の概要

名称・法人種別 北九州ヘルスケアサービス株式会社
 代表者名 大友 隆央
 所在地 〒802-0084 北九州市小倉北区香春口1丁目13-1-301
 電話番号 093-932-6823 (FAX) 093-932-6806

事業所	事業内容	事業所番号	所在地・電話番号
北九州ヘルスケアサービス中央	居宅介護支援・介護予防支援・第一号介護予防支援事業	4070401908	北九州市小倉北区香春口1-13-1-301 TEL 093-932-6813
北九州ヘルスケアサービス八幡	居宅介護支援・介護予防支援・第一号介護予防支援事業	4070600699	北九州市八幡東区中央 2-22-16 TEL 093-663-2737
北九州ヘルスケアサービス八幡 訪問看護ステーション	訪問看護・介護予防訪問看護	4066690191	TEL 093-661-6767
* サテライト事業所 北九州ヘルスケアサービス八幡 訪問看護ステーション(黒崎出張所)			北九州市八幡西区東王子町7-8 TEL 093-622-9072
デイサービスせいかつCAN	通所介護・第一号通所事業	4070600921	TEL 093-671-6388
北九州ヘルスケアサービス湯川	居宅介護支援・介護予防支援・第一号介護予防支援事業	4070501798	北九州市小倉南区湯川 5-9-17 TEL 093-932-8787
	訪問介護・第一号訪問事業		TEL 093-932-8789
	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	4017700149	
	地域生活支援	4067700148	
デイサービスせいかつCAN湯川	通所介護・第一号通所事業	4070504800	TEL 093-932-8721
サービス付き高齢者向け住宅 ヘルスケアホーム湯川	サービス付き高齢者向け住宅	登録番号 北九H240013号	TEL 093-932-8720
北九州ヘルスケアサービス湯川 訪問看護ステーション	訪問看護・介護予防訪問看護	4067790248	TEL 093-932-8788
* サテライト事業所 北九州ヘルスケアサービス湯川 訪問看護ステーション(中央出張所)			北九州市小倉北区香春口1-13-1-301 TEL 093-932-8788
デイサービスせいかつCAN城野	通所介護・第一号通所事業	4070503158	北九州市小倉南区城野 1-6-4 TEL 093-923-7100
北九州ヘルスケアサービス黒崎	居宅介護支援・介護予防支援・第一号介護予防支援事業	4070703998	北九州市八幡西区東王子町 7-8 TEL 093-622-9071
	訪問介護・第一号訪問事業	4070703964	TEL 093-622-9070
	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	40167000538	
	地域生活支援	40667000537	
デイサービスせいかつCAN黒崎	通所介護・第一号通所事業	4070704004	TEL 093-621-2611
グループホーム黒崎	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	4090700040	TEL 093-621-2612
北九州ヘルスケアサービス曾根	居宅介護支援・介護予防支援・第一号介護予防支援事業	4070503794	北九州市小倉南区田原1-3-26 TEL 093-474-0710
デイサービスせいかつCAN曾根	通所介護・第一号通所事業	4070503836	TEL 093-474-0705

25. 署名欄

年 月 日

認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護サービス利用の契約締結に
あたり、契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

<事業者>

事業者(法人名) 北九州ヘルスケアサービス株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 大 友 隆 央

説明者・所属 グループホーム黒崎

説明者・氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から、重要な事項の説明を受け、同意しました。

<利用者>

氏 名

※利用者代理人を選任した場合及び利用者に代わって署名した場合

氏 名 (続柄)